

内子町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

内子町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、対象及び本町の現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップ	5
6	参考資料	
	(1) 関係法令及び規則	6
	(2) 学校と教師の業務の3分類	8

1 計画の趣旨、対象及び本町の現状

(1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第8条に基づき、本計画を策定する。

教育職員の業務量管理及び健康確保措置を適正に実施し、心身の健康保持と勤務環境の改善を図ることで、専門性向上に資する時間的余裕を創出し、教育の質的向上を目指す。

(2) 計画の対象

給特法第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。なお、事務職員等については、36協定における時間労働の限度時間を適用する。

(3) 本町の現状

本町では、令和2年4月1日に勤務時間の上限方針「業務量の適切な管理」を「内子町立学校管理規則」に規定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月44時間	43%	1%
中学校	月52時間	52%	16%

小学校では43%、中学校では52%の教育職員が、時間外在校等時間が月45時間を超えている。その背景には、配慮を必要とする児童生徒や家庭への対応が増えていることが挙げられる。さらに中学校では、令和6年度から拠点校部活動を導入したが、拠点校に所属する教育職員には顧問業務等の負担が生じている。そのため、専門的な外部人材との連携や支援体制を整え、部活動改革を進めることで、教育職員が本来の教育の質を高めるために必要な時間的余裕を確保することが必要である。

2 目標

本計画の取組が勤務時間の削減のみにとらわれることのないように、以下のとおり目標を設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
月45時間以下の割合	小学校：57% 中学校：48%	いずれも100%
1年間における月時間外在校等時間の平均時間	小学校：44時間 中学校：52時間	いずれも30時間程度

※出退勤管理システムで確認する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
年間年次有給休暇平均取得日数	小学校：15日 中学校：14日	いずれも15日以上
ストレスチェック高ストレス者の割合	4.9%	10%以下
働きがい	56.9	全国平均50.0以上
仕事や生活の満足度	57.1	全国平均50.0以上

※実態調査やストレスチェックの結果から確認する。

「働きがい」や「仕事や生活の満足度」の数値は、全国平均を50.0とした数値で算出されており、数値が高い方がより良好な状態を示す。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度

なお、毎年度、実績を踏まえて進捗状況を確認し、その結果に応じて取組内容や目標を適宜見直すものとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し(詳細は8ページ参照)

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

→「3分類」1関係

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 学校徴収金の徴収、管理(公会計化等)

→「3分類」3関係

- ・令和7年度より、学校給食費の公会計化を実施し、学校の負担軽減を推進している。

③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

→「3分類」5関係

- ・教育委員会が相談窓口を担い、首長部局とも連携して必要に応じて弁護士等の専門家を活用していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

→「3分類」7関係

- ・スクールサポートスタッフや地域コーディネーター、事務職員等が積極的に支援する。【新】

② 児童生徒の休み時間における安全への配慮

→「3分類」11関係

- ・学校生活支援員が積極的に支援する。

③ 部活動

→「3分類」13関係

- ・令和8年度中に原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和11年度中に外部指導者の配置拡充等を進める。【新】

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

→「3分類」15、16 関係

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの配置の拡充を促進する。

② 学校行事の準備・運営

→「3分類」17 関係

- ・関係機関との日程調整や物品の準備等について、校務員やスクールサポートスタッフ、地域コーディネーター、事務職員との協働を促進する。【新】

③ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

→「3分類」19 関係

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業数や週当たり授業時数については、年度当初の計画の段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・放課後の活動時間については、勤務時間内での設定など日課表の工夫を行う。
- ・教育職員と保護者間の連絡のデジタル化(欠席・遅刻・早退連絡、調査、アンケート等)を図るため、学校の環境を整備する。【新】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・終業時刻から翌日の始業時刻までに 11 時間以上の休息时间（勤務間インターバル）の確保に取り組む。【新】
- ・町内全ての学校のストレスチェック実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・教育職員の健康と安心を支えるため、相談窓口の活用が進むよう継続的に周知を図る（メンタルヘルス休日相談、メンタルヘルスさくらさん、スマート健康相談室、ストレスチェック時のこころの電話相談等）。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう各学校に対して取得を促進する。
- ・夏季休業中は 5 日間の学校閉庁期間を設定する（毎年 8 月 12 日から 16 日の 5 日間）。
- ・令和 8 年度中に、学校における定時退校日を週 1 回以上設定し、月 3 回以上を基本に推奨する。【新】

5 関連する取組、今後のフォローアップ

計画の実効性を高めるため、次のとおり関連する取組や今後のフォローアップを行う。

- ・本計画の内容や実施状況について、毎年度、町のホームページで公表するとともに、総合教育会議で報告する。【新】
- ・取組の着実な実行を図るため、教育委員会は、各学校の状況を把握し、本計画の内容と照らして課題が見られる場合には、当該学校に対して聞き取りや助言を行う。また、時間外在校等時間が長くなっている学校には、状況の改善を図るため、個別に支援や助言を行う。【新】

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる学校生活支援員や校務員、スクールサポートスタッフ等の人材確保については、関係部局・機関と連携しながら取り組んでいく。
- ・各学校で働き方改革が着実に進むように教育委員会は、様々な場面を通して本計画を周知し、教育職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいく。また、各学校においては、保護者や地域の理解を促進させるため、学校運営協議会にて学校運営に関する基本方針の承認を受ける際に、本計画の内容を念頭に置いた学校における計画を示し、協力を得られるよう取り組む。【新】

6 参考資料

(1) 関係法令及び規則

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)
(定義)

第2条 略

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長(園長を含む。次条第1項において同じ。)、副校長(副園長を含む。同項において同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等)

第7条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置(次条において「業務量管理・健康確保措置」という。)に関する指針(次項及び同条第1項において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 略

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第8条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

- (2) 業務量管理・健康確保措置の内容
- (3) その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項
- 3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。
- 4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。
- 5 略

内子町立学校管理規則（平成17年1月1日教育委員会規則第16号）

（教育職員の業務量の適切な管理）

第21条の2 委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間
- 2 特別措置条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた教育職員についての前項に規定する上限の適用については、前項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とする。
- 3 委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前2項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - (1) 1箇月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月
- 4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

(2) 学校と教師の業務の3分類

学校と教師の業務の3分類

> 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 > 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組むこと：取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

文部科学省「学校と教師の業務の3分類」

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshi-kankyo/index_00020.htm

(参照 2026-03-05)